

生 企 第 3 4 1 号  
令 和 3 年 3 月 12 日

生活安全企画課長  
各 警 察 署 長 殿

生 活 安 全 部 長

### 技能講習の実施について

銃砲刀剣類所持等取締法（以下「法」という。）第5条の5に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）については、これまで「技能講習の実施について」（平成22年4月16日付け青警本保第56号。以下「旧通達」という。）により実施されてきたところであるが、技能講習については今後も一定数の受講者が見込まれる状況にあることを踏まえて継続して実施することとしたので、適切に対応されたい。

なお、旧通達については廃止する。

### 記

#### 1 趣旨

猟銃の基本的な操作の確認や射撃の技能の向上のために実施している法第5条の5に規定する技能講習については、より安全指導に重点を置き、現場での事故防止に即した内容の講習として行う。

#### 2 概要

##### (1) 技能講習受講申込手続

ア 技能講習を受けようとする者は銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第26号に定める受講申込書（第25号様式）1部を住所地を管轄する警察署に提出する。

イ 受講申込書の受講希望関係欄に銃種（ライフル銃、散弾銃又はライフル銃及び散弾銃以外の猟銃）の別を記載させる。

ウ ライフル銃又はライフル銃及び散弾銃以外の猟銃を用いる場合については、大口徑ライフル銃射撃、小口径ライフル銃射撃（公称口径22のへり打ちのライフル銃による射撃をいう。）、ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃による射撃、散弾銃を用いる場合にあってはトラップ射撃、スキート射撃の別を明らかにすること。

エ 原則として、技能講習の受講申込は開催日20日前までとし、技能講習の受講者は、受講申込順に決定される。

申請を受け付けた際は生活安全企画課に速報し、希望する技能講習の会場、開催日、射撃銃種等を伝えるとともに、生活安全企画課から番号の通知を受け、

技能講習通知書を作成、申請者に交付すること。

## (2) 技能講習の実施方法

ア 操作講習（技能検定、技能講習及び射撃教習に関する規則（昭和53年国家公安委員会規則第8号。以下「規則」という。）第6条関係）

操作講習については、猟銃の点検及び分解結合、猟銃の保持及び携行、模擬弾の装填及び脱包、照準及び空撃ち、不発の場合の処理の動作を行わせることとし、青森県公安委員会又は法第9条の4第1項第2号の教習射撃指導員（以下「公安委員会等」という。）が受講者に対する指導のため必要があると認めるときは、規定回数を超えて実施させ、十分な指導を行うこととする。

イ 射撃講習（規則第7条から第9条関係）

射撃講習については、現場での事故防止に直結するよう実際に猟場で猟銃を使う状況に近い条件で射撃を行わせることとするほか、公安委員会等が受講者に対し、射撃姿勢、射撃動作その他必要な事項について指導を行うこととする。

具体的には、散弾銃射撃講習については、指導が必要な場合には現行の25発を超えて射撃を行わせ、必要な指導を行うこととする。

また、ライフル銃等射撃講習については、立射、膝射、伏射及び肘射のうち一以上の射撃姿勢で射撃を行うこととし、それぞれの射撃姿勢について銃身を架台、土のう等に依託する依託射撃により射撃を行うこととする。

また、標的の大きさを猟場における獲物の大きさに近い330ミリメートルから366ミリメートルとし、射撃回数も10回以上とすることで、指導のために十分な時間を確保しつつ、必要に応じて射撃回数を増やすこととする。

## (3) 技能講習の打切り（規則第10条関係）

公安委員会等は、技能講習を受けている者が当該技能講習を安全に実施するための指示に従わない場合においては、その者に係る技能講習を打ち切ることができる。

具体的には、公安委員会等の指示に従わず危険な行為を繰り返す者などがこれに当たる。

## (4) 技能講習の修了認定（規則第11条関係）

技能講習における修了認定は、猟銃の操作の科目、猟銃の射撃の科目それぞれについて、規則第6条から第9条までに定めるところにより行った技能講習の課程を終了し、公安委員会等が講習事項を修得したと認定した者に対して行うこととする。

したがって、射撃講習において公安委員会等の指導を受けたにもかかわらず、なお基本的な操作や射撃技能を身につけることができず、公安委員会等が講習事項を修得したと認定することができない者は、技能講習の修了認定を受けることができない。

## 3 運用上の留意事項

### (1) 銃種ごとの実施

技能講習は、受講者が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃の種類ごとに行われる。

したがって、同種の猟銃を複数所持する受講者は、それらの猟銃のうちいずれか一つを用いて受講すれば足りる。

例えば「散弾銃」と「ライフル銃及び散弾銃以外の猟銃」とをいずれも所持する受講者は、いずれか一つを用いて受講すればよいこととなる。

## (2) 使用する猟銃

技能講習において用いることのできる猟銃は受講者が法第4条第1項第1号の規定による許可を受けて所持する猟銃に限られ、射撃場の備付け銃を用いることはできない。

したがって、技能講習通知書を受講者に交付するに際しては、技能講習に用いる猟銃及び当該猟銃に適合する実包並びに許可証を会場に携行すべき旨を確実に教示すること。

また、実包については、散弾銃の射撃講習にあつては25回以上の射撃を行い、ライフル銃等の射撃講習にあつては10回以上の射撃を行うこともあり得ることから、受講者には予備の個数を携行するように注意喚起すること。

なお、技能講習を受講するための猟銃用火薬類等の譲受許可については、技能講習までの射撃の練習等を勘案し、必要な個数について許可すること。

## (3) 技能講習に関する事務の委託

ア 委託することができる事務（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第23条）

青森県公安委員会が教習射撃場を管理する者に委託することができる事務は、技能講習に関する事務のうち講習の課程を修了したかどうかの判定に関する事務及び技能講習修了証明書の交付に関する事務以外の事務である。

イ 委託された事務の実施者（法第5条の5第4項）

技能講習に関する事務の一部の実施を委託された教習射撃場を管理する者は、それらの事務を法第9条の4第2項の規定により選任した教習射撃指導員に行わせなければならず、教習射撃場を管理する者自身が行うことはできない。

担当 生活安全企画課  
営業・危険物係